

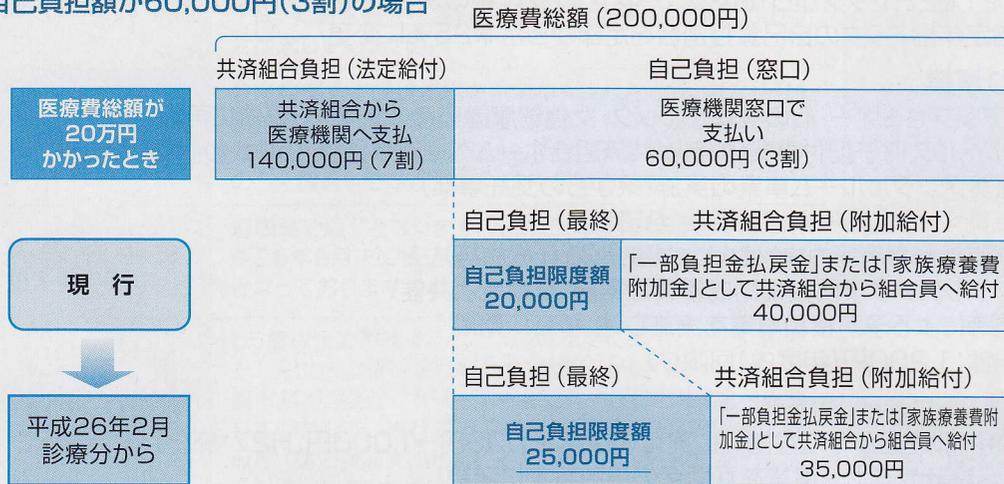
共済組合から

これからの給付等の改正について

● 一部負担金払戻金等の自己負担限度額の引上げ (平成26年2月診療分から)

平成26年2月の診療分から、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金(家族訪問看護療養費附加金を含む。)の自己負担限度額を20,000円から25,000円に引き上げ、合算高額療養費附加金の自己負担限度額を40,000円から50,000円に引き上げます。

【例】…自己負担額が60,000円(3割)の場合



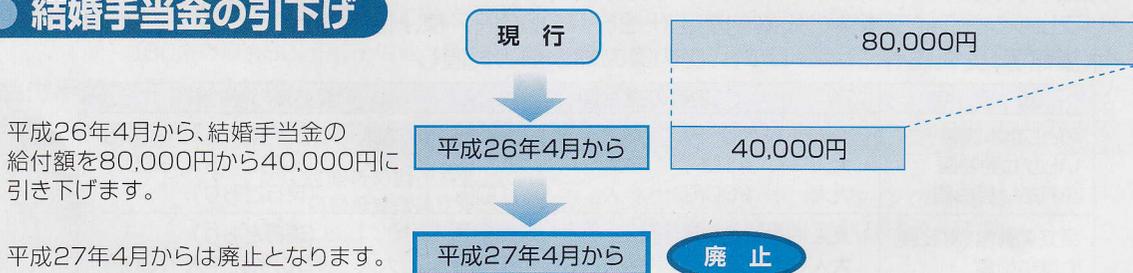
● 70歳から74歳までの組合員及び被扶養者の一部負担割合の改正

平成26年4月1日以降に70歳に達する組合員及び被扶養者*1については、70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分から療養に係る一部負担金等の割合が2割*2となります。

*1 誕生日が昭和19年4月2日以降の方が該当します。

*2 平成26年4月中に70歳に達する方は、同5月診療分から2割負担となります。
(5月以降で1日生まれの方は、その月から2割負担となります。)

● 結婚手当金の引下げ

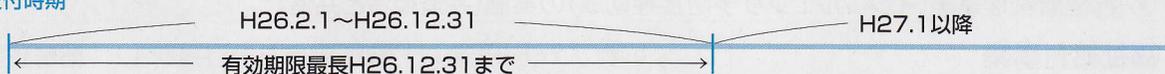


★ 限度額適用認定証に記載する有効期限について ★

医療費が高額になった場合に、組合員等の窓口負担を一時的に軽減する為に「限度額適用認定証」を交付しておりますが、その限度額を設定する際の所得区分が細分化されることが予定されています。(平成27年1月施行予定)

そのため、平成26年2月1日から平成26年12月31日までの間に交付する限度額適用認定証については有効期限が平成26年12月31日までとなります。

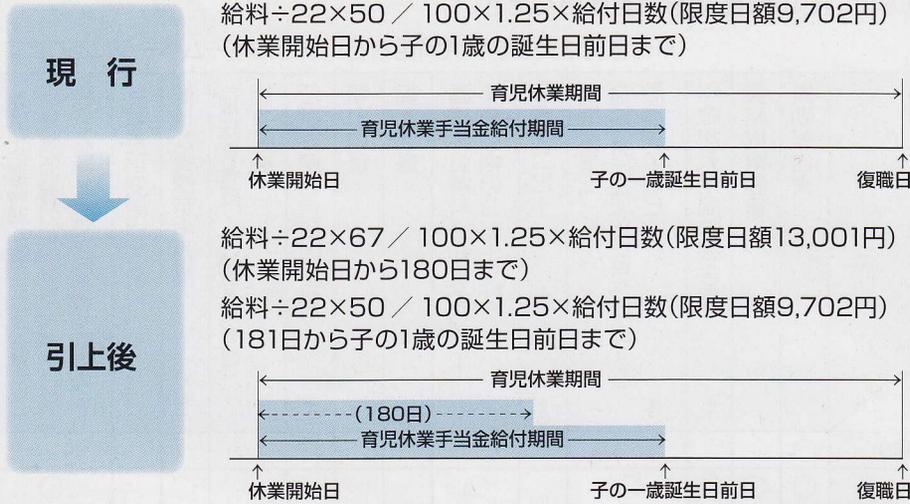
交付時期



施行時期を跨ぐ限度額適用認定証の交付を希望される場合は平成27年1月以降に新たな限度額適用認定証を交付いたします。

● 育児休業手当金の給付率の引上げ(予定)

平成26年4月1日以降、新たに育児休業を開始した組合員の育児休業手当金の給付率が、開始日から180日を限度に現行の給付率50%から67%に引き上げられる予定です。



● 産前産後休業期間中の掛金免除(平成26年4月から)

次世代育成支援の観点から、平成26年4月より産前産後休業期間中(産前6週間、産後8週間)に掛金免除の申し出をすることにより、育児休業時と同様に掛金(長期・短期・介護)の免除を受けることができます。

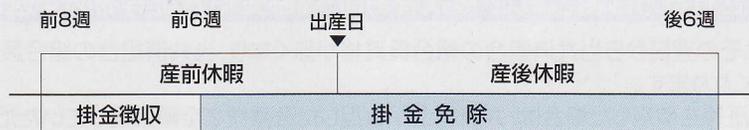
★ 産前産後休業とは?

出産日(出産日が出産予定日後であるときは、出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から出産日後56日までの間において、妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さないこと(地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得した期間に限られます。)をいいます。

★ 掛金が免除される期間とは?

産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間をいいます。

条例により、産前6週・産後8週以上の休暇が付与されている場合にあっては、掛金免除の対象となる期間は、産前42日間及び産後56日間のみとなります。



★ 掛金免除を受けるためには?

●産前及び産後それぞれの期間について遅滞なく掛金免除の申し出をする必要があります。

- 1 産前休業取得時に『産前産後休業掛金免除申出書』を提出する。
- 2 出産後『産前産後休業掛金免除変更申出書』を提出する。

*この申し出がないと掛金免除はできません。

(申出書用紙は公立学校共済組合石川支部ホームページからダウンロードできます。)

※施行日(平成26年4月1日)に、すでに産前産後休業を取得している場合は、平成26年4月30日が産前産後休業期間に含まれる場合に限り、4月分以降の掛金免除を受けることができます。

